

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

産業振興部 観光振興課

許認可等の内容		とちぎ蔵の街観光館特別の設備等の設置の承認
根拠法令等及び条項		とちぎ蔵の街観光館条例第12条
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	
審査 基準	根拠条項	とちぎ蔵の街観光館条例第12条
	参考事項	とちぎ蔵の街観光館条例施行規則
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>とちぎ蔵の街観光館条例抜粋 (特別の設備等の設置)</p> <p>第12条 施設の利用承認を受けた者(以下「利用者」という。)は、施設の利用に当たって特別の設備をし、又は備付けの器具以外の器具を搬入して利用するときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。</p>	